

ニュージーランドにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的使用目的での複製の権利制限の不十分	<p>・私的使用目的で、正規に購入した音楽CDをPCに録音、さらに当該PCから携帯オーディオにコピー、放送番組をタイムシフト視聴するために録音・録画、さらに当該複製物を外出時に視聴するためにスマートフォンに再複製、購入した書籍を電子化してタブレットにコピーする、といったことが現実に行われている。これら行為により、権利者に損害が生じているとは考えられないことから、上記が適法となるように権利制限がなされるべきである。</p> <p>しかしながら、国によっては、そもそもそれら行為が法文上は違法と位置づけられていたり、一部の行為を適法としていても不十分であることがある。</p> <p>日本では著作権法30条により、比較的広範に私的使用目的での複製を権利制限している。</p> <p>(継続)</p>	<p>・現実に即した私的使用目的での複製の権利制限の導入。</p>	<p>・[ニュージーランド] 音楽のフォーマットシフトは1デバイスにつき1つまでに限定されている(81A条)。</p>